

婚外子差別「違憲」でどうなる？

婚外子の相続分違憲判断について

これまで、婚外子（法律上の婚姻関係がない男女の間に生まれた子供のことで「非嫡出子」ともいう）の相続分は、遺産相続の際、民法900条4号ただし書きに基づいて、「嫡出子」（結婚した夫婦の子供のこと）の**法定相続分の2分の1**とされてきましたが、平成25年9月4日に最高裁大法廷において、「法の下での平等」を保障した憲法14条1項に違反して**違憲・無効**とする初の決定が出されました。

昨今、婚姻や家族の形態が著しく多様化し、国民の意識の多様化も大きく進んでいることや、世界的な社会通念の変化などを総合的に考慮した上で、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由として、その子に不利益を及ぼすことは許されないと判断したためです。

違憲判断による影響

この判断が出されたことを受けて、平成25年12月5日、参院本会議において民法900条4号ただし書きにある「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とする」との**格差規定を削除する民法改正案が可決**し、成立しました。この改正法は近く施行される予定ですが（記事作成時点では施行日未定）、改正付則に基づいて施行以前の相続であっても、今年9月5日以降の相続に遡って適用されるようです。

もっとも、今回の最高裁の判断には、今年9月5日以前に発生した相続であったとしても、現時点で未着手ないし

9月4日に、最高裁判所は婚外子の遺産相続分について、初めて**違憲・無効**とする決定を示しました。

相手方から提示された遺産分割の協議書にサインせずに放置しているなど、**関係者間の法律関係が確定的なものになったといえる段階に至っていない事案**にも事実上影響を及ぼすこととなりますので、今回**違憲無効**とされた旧民法900条4号ただし書きの規定の適用を排除した上で対処することになります。

逆に、本決定の理由中において、既に確定している遺産分割協議や審判等には影響を及ぼさないこととされていますので、過去に婚外子の相続分として2分の1が確定してしまったものについては、**遡及して遺産分割をやり直すことが出来ません**ので注意が必要です。

相続が「争続」にならないように

このような問題を含めて相続に関する様々な問題を回避するための手段として有効なのは**遺言書を書くこと**です。家族構成や相続財産の内容によって想定されるトラブルは千差万別です。また、遺言書の書き方には細かい決まりがあり、**過不足があると無効**になることがあるので、まずは専門家へ相談することをおすすめします。

相続が発生した際には、必ず亡くなった方の戸籍謄本を出生時から確認し、知らない相続人がいないか、**相続人調査**を行う必要があります。

当事務所では、相続人調査から申告まで、提携税理士事務所とタッグを組んで**ワンストップサービス**で対応を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



投資減税措置の内容

「経済政策パッケージ」で明らかにされた投資減税措置の内容を具体的に解説します。

はじめに

安倍内閣のまとめた「経済政策パッケージ」で明らかにされた投資減税措置の内容について具体的に解説します。

生産性向上設備投資促進税制の創設

「生産性向上設備投資促進税制」とは、先端設備・生産ライン・オペレーションの改善に貢献する設備などの取得等をした場合には、特別償却（即時償却）または税額控除ができるという制度です。

先端設備とは「最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの」です。

生産ラインやオペレーションの改善に貢献する設備とは、投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることを経済産業局から確認を受けたものです。

	～平成28年3月31日
建物、構築物	即時償却または3%の税額控除
機械装置	即時償却または5%の税額控除



	～平成29年3月31日
建物、構築物	25%特別償却 または 2%の税額控除
機械装置	50%特別償却 または 4%の税額控除

創業促進のための

登録免許税の負担軽減措置の創設

平成28年3月31日までに新たに株式会社を設立する場合には、株式会社の設立登記に対する登録免許税の税率が1,000分の3.5（最低税額7万5千円）に軽減されます。

中小企業の投資活性化策

平成29年3月31日までに取得した特定機械装置などが生産性向上設備投資促進税制の対象設備である場合には、即時償却または7%（資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%）の税額控除が認められます。

特定機械装置等とは、下記のようなものを言います。

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具・器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

既存建築物の

耐震改修投資促進税制の創設

平成27年3月31日までに耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を行った事業者が、下記のいずれかの条件を満たした場合**取得価額の25%の特別償却**を認める制度です。

- 平成26年4月1日から報告を行った日以後5年を経過する日までに、耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得した場合
- 平成26年4月1日から報告を行った日以後5年を経過する日までに、耐震改修対象建築物を建築した場合

ここに記載したもの以外にも、17年ぶりの消費税率引上げに伴い、**法人減税を中心とした大規模な減税措置**が盛り込まれています。



消費増税と住宅購入時期について

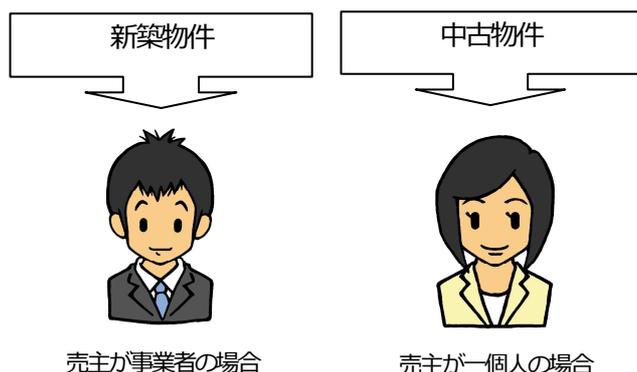
消費税率の引き上げが決定しましたが、住宅の購入時期は増税前、増税後のどちらの方が得になるのでしょうか。

土地には消費税が課税されない

住宅の購入にかかる消費税には、消費税の課税対象になるものと、消費税の課税対象にならないものがあります。

まず、**土地には消費税が課税されません**。一戸建ての場合はもちろんですが、マンションであっても土地部分には消費税が課税されません。

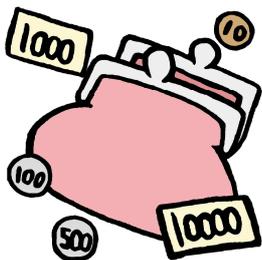
また、新築物件の場合は売主が事業者であるため消費税が課税されますが、中古物件の場合で売主が**事業者ではなく一個人である場合**には消費税が課税されません。



住宅ローン減税の拡充

消費税率引き上げの前後における駆け込み需要やその反動による影響を考慮して、平成25年度の税制改正により住宅ローン減税の拡充が行われます。

改正前は最大200万円であった税額控除額が**最大400万円**となる大きな減税措置です。



住宅ローン減税の注意

控除額の上限が400万円となっているため、収入が低い場合や物件の価格が低い場合は4000万円もの借入をしないことが考えられます。

そうなれば控除額は**400万円に達しなくなり**減税措置の影響を最大限に受けられない場合があります。また、借入から**10年間の間に借入額が4000万円を下回る場合**も、控除額が徐々に減少していくため400万円の控除額全てを使うことができません。

増税前に購入することは得なのか？

消費税の増税前に駆け込みで購入することが本当に得なのかどうかは蓋を開けてみないとわかりません。

なぜなら、消費税の増税額と住宅ローンの減税額の拡充額は試算すればすぐにわかりますが、消費税増税後の不動産価格や金利の動向は**誰にも予想できない**からです。

不動産価格や金利の今後の見通しを当てることは極めて難しいといえます。エコノミストや経済評論家の意見を参考にするのは良いですが、鵜呑みにするのではなく最終的には自己責任で判断するという姿勢が望ましいと考えられます。

ただし、**増税前後での消費税の増税額と住宅ローンの減税額の拡充額については確実に計算することが可能**ですから、一度試算してみることをお勧めします。

当事務所からの お知らせ

法律・税務のご相談がございましたら、
お気軽に当事務所までお問い合わせく
ださい。

～コラム～

婚外子（非嫡出子）に関する税務

婚外子（「非嫡出子」ともいう）の相続分が嫡出子と同じ扱いとなることは、前章でも記載した通りですが、違憲無効判決が出たことにより、今まで申告した相続税額の**総額が減少する**場合が考えられます。

ただし、相続開始日や申告期限などに関わらず、申告や処分で税額が確定したのが平成25年9月5日以降か、9月4日以前かで取扱いが異なります。

つまり、相続税の計算における婚外子の相続分を、現行民法か、それとも最高裁決定に基づくものにするかで、取扱いが事なる旨が示されました。

9月5日以後に申告をする場合

平成25年9月5日以後に相続税の申告をする場合は、最高裁決定に基づき、嫡出子と婚外子の**相続分は同等**に、相続税額を計算します。

相続開始の日、遺産分割の日、法定申告期限が平成25年9月4日以前の場合でも、**申告が平成25年9月5日以後**であれば、最高裁決定に基づく相続税額計算ができます。

既に申告をした場合

平成25年9月5日以後に、現行民法に基づいて婚外子の相続分を「嫡出子の2分の1」として、既に申告をした場合には、平成25年9月5日以後に法律関係が確定したことになるため、最高裁の違憲判断の影響を受けます。

そのため、このような場合に「婚外子の相続分」を「嫡出子の相続分」と同等のものとして計算することで、相続税額が減額するのであれば、**更正の請求**によって相続税額の**減額を申し出る**ことができます。

平成25年9月4日以前に既に相続分を申告していても、**法定申告期限が平成25年9月4日より後**である場合には、期限内であれば**申告をやり直す**ことができ、最後に申告したものが有効となるため、申告し直すことで嫡出子と婚外子の相続分は同等なものとして、相続税を計算できますので、ご注意ください。



～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を少しでも身近に感じていただけるコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所

TEL 04-2923-0971

HPは [アルファ総合法律事務所](#) で検索！